

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年8月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 有限会社アクア設備

(1) 届出業者名等

京都市左京区北白川重石町18番地1

有限会社アクア設備

代表取締役 中村 潤

(2) 変更事項（代表者の変更）

山本 竹雄から中村 潤に変更

(3) 指定期間

平成19年8月24日から平成23年3月31日

2 向日太成工業株式会社

(1) 届出業者名等

京都市山科区西野樺本町50番地の50

向日太成工業株式会社

代表取締役 山田 晶一

(2) 変更事項（営業所の変更）

京都府向日市寺戸町二ノ坪8番地の115から京都市山科区西野樺本町50番地の50に変更

(3) 指定期間

平成19年8月24日から平成22年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)